

北海道空知総合振興局告示第1001号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年1月17日

北海道空知総合振興局長 鈴木 賢一

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和5年度において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和6年2月2日に一般競争入札の公告を行う札幌建設管理部携帯電話機器（スマートフォン及びタブレット端末）の賃貸借及び通信サービスの提供業務一式（長期継続契約）

（2）資格

札幌建設管理部携帯電話機器（スマートフォン及びタブレット端末）の賃貸借及び通信サービスの提供業務一式（長期継続契約）に係る資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

札幌建設管理部携帯電話機器（スマートフォン及びタブレット端末）の賃貸借及び通信サービスの提供業務一式（長期継続契約）

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入（分類：07電気・通信・写真機器類）及び物品の賃貸借（分類：30賃貸借 電子計算機）を有する者であること。

（2）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（3）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（4）電気通信事業法第9条に規定された総務大臣の登録を受け、移動体通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること。

（5）移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設及び運用している者であること。

（6）契約の目的物等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

（7）契約の目的物等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている

ことを証明した者であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年1月17日から令和6年1月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課管財係

(2) 所 在 地 郵便番号064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2-1

(3) 電話番号 011-561-0383